

平成 20 年 9 月 26 日

淀川水系流域委員会
委員各位

委員 寶 馨

「淀川水系河川整備計画に関する意見書案」に対する意見

9月22日夜に川上委員より送られて参りました「淀川水系河川整備計画に関する意見書案」(翌日川上委員より一部訂正有り)について、以下に考えるとこ
ろを申し述べます。

1. 「意見書案」のとりまとめ作業について

6月30日の委員会以後、論点整理という形で委員会の有志による作業がなされてきました。私は、7月以後のこの作業が、正式な委員会ではないうえに、突如「第17回委員会作業検討会」(今期、この1年間余りの間「作業検討会」を行ったこともなく、このような名称で開催するという委員間での合意もなく)というような形で開催されることになったので、また、その作業の集まりが勤務時間帯に開催されることも多かつたため、一切、参加しておりません。

7月16日には、このような形での集まりに疑問を感じ、川崎委員、水山委員とともに論点整理の担当を辞退する旨、宮本、川上、山下三氏にお知らせした次第です。

日程や時間帯が合わないこともさることながら、この集まりへの参加が、担当者以外は「飛び入り」(実際にこの言葉が使われた)扱いであったことに、「飛び入りとは何事か」と疑問を覚えた委員もおられることかと存じています。

まず、この論点整理の作業に参画した委員の数は限られたものであったことを指摘しておきます。

2. 「意見書案」の位置づけへの疑問

標題が「淀川水系河川整備計画に関する意見書案」とありますが、「河川整備計画」はまだ策定されていないので、このタイトルに疑問があります。また、前項で述べたように全員の参画によるとりまとめ作業でなかったことから、今の段階では提出者・記述者は「淀川水系流域委員会」とは認められません。

内容的にも疑問や問題となる記述が多々あるので、このまま提出するのであれば、「淀川水系流域委員会 有志」とし、有志の名前を列挙すべきです。

今のままでは、私は名を連ねることは出来かねます。

3. 内容に関する主な疑問

たとえば、以下のような疑問点を上げることが出来ます。これらについては、9月27日の集まり、さらにそれ以後の集まりで議論すべきと考えます。

したがって、9月27日の集まりだけでは、議論する時間が足りないと思いますので、とりまとめの仕上げは10月以後になるものと存じます。

(1) 意見書の趣旨

「7月以降も委員会活動を継続し」

→ 委員会全体の活動とは認識しておりません。

「委員会は、整備局に対し本意見書を反映した「整備計画」の策定を要請する。」

→ 「委員会」が「要請する」なら、さらなる議論が必要です。

その他にも気になる表現がありますが、とりあえず、この2点を指摘しておきます。

(2) 主旨

「新たな国と地方の役割分担を見据えて地方のイニシアティブの発揮を期待するもの、すなわち流域ガバナンスの構築を可能にするものであると理解してきた。」

→ このような議論は陽にはしてこなかったと思います。地方分権や道州制の議論にも繋がりますが、それに関しては、各委員の意見はかなり多様であるはずなので、ここの書きぶりは大いに議論を要します。

「上下流間で歴史的懸案となってきた課題に対しても構造物に依存する従来型の河川整備を指向しており、硬直的で矛盾をはらんでいる。」

→ 上流・中流の河川整備水準を向上させ、下流の安全度をこれまで以上の水準

で確保する計画（案）が提示されているので、このような記述は委員会意見として望ましくないと考えます。

「両者のこのような基本的考え方の違いは、以下に示す主要課題に対する見解の相違となって現れている。」

→ このような表現は、河川管理者と流域委員会の対決的關係をことさら強調する（煽る）ことに繋がり、協調的關係を望む多くの委員の意に反しています。一般住民やマスコミなどに誤解を与えないような記述を望みます。どうしてもこのような表現を採用したい場合は、有志の連名で行ってください。少なくとも私は、同意することは出来ません。

この私の考え方に同調される委員の数は決して少なくないでしょう。

（３）１章「洪水対策」、３章「ダム」について

４月２５日の意見書において、私の意見を添付していただきました。その後、この防災・治水・河川に関する論点については、整理の対象項目とはなっていないので、この分野を専門とする担当委員が集まって議論したことは４月２５日以後一度もありません。

３月に、この分野を専門とする担当委員が集まって議論することを、正式な委員会審議の中において提案いたしました。当時の委員長や一部委員から拒否されました。

これは、さらに議論すべき重要な内容であるので、専門とする担当委員が集まって議論し、とりまとめ作業を行うことを提案いたします。

（４）PDCA サイクルが含まれていないことについて

岡田委員がとりまとめられたPDCAの項目が意見書から抜け落ちているのはなぜでしょうか。

５．末尾に「委員の意見」を付けることについて

これについては、大変良いことだと存じますので、賛同いたします。提出期限を御検討ください。

以上